

# 宮島観光公式サイト広告掲載取扱要領

平成19年5月15日

要領

改正 平成25年4月1日

改正 平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、廿日市市広告掲載要綱（平成19年廿日市市告示第45号。以下「廿日市市広告掲載要綱」という。）及び廿日市市広告掲載基準（平成19年3月29日施行。以下「廿日市市広告掲載基準」という。）に規定するもののほか、廿日市市（以下「市」という。）がインターネット上に公開する宮島観光公式サイトへの広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 宮島観光公式サイト 市が管理するサイト（ホームページ）で、インターネット上の次の場所に存在するものをいう。

<http://www.miyajima-wch.jp/>

(2) バナー広告 宮島観光公式サイト内に表示される広告画像で、広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 宮島観光公式サイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の規格)

第4条 宮島観光公式サイトに掲載する広告の規格は、原則として次のと

おりとする。

(1) 広告画像のサイズは、縦60ピクセル、横190ピクセルとする。

(2) 広告画像の形式は、GIF（アニメーション及び透過GIFは不可）、JPEG、PNGのいずれかとする。

(3) 広告画像のデータ容量は、40キロバイト以下とする。

2 前項に定めるもののほか、広告に関する規格は、別途宮島観光公式サイト・バナー広告ガイドライン（平成19年3月1日施行。）で定める。

（広告の掲載位置）

第5条 広告を掲載するページは、宮島観光公式サイトトップページとし、広告の位置及び枠数（以下「掲載枠」という。）は市が指定する。

（広告掲載期間単位）

第6条 広告を掲載する期間は1か月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は市が別に定める。

3 広告掲載希望者が望むときは、市は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

（広告掲載希望者の募集）

第7条 広告掲載希望者の募集は、宮島観光公式サイト等で公募することとする。

2 募集は、掲載枠を新たに設置したとき又は掲載枠に空きが生じたときに行うことができる。

3 市は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

（広告の申込み及び決定）

第8条 広告掲載希望者は、宮島観光公式サイト広告掲載申込書（別記様式第1号）により申し込むものとする。

2 市は、広告の内容及びデザイン等について第1条及び第4条の規定により審査を行う。

3 市は、広告の掲載決定をしたときには、その結果並びに掲載条件等について広告掲載希望者に宮島観光公式サイト広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

4 市は、第2項の規定による審査等の結果、掲載できないこととなった広告掲載希望者には、速やかにその旨を通知する。

5 広告掲載希望者は、掲載内容及び条件等を記載した宮島観光公式サイトホームページに関する承諾書（別紙様式第3号）を市に提出するものとする。

6 広告掲載にあたり疑義が生じた場合は、市と広告掲載希望者とで協議するものとする。

（広告データの作成及び提出）

第9条 広告主は、第4条に定める規格で作成された画像データ（以下「広告原稿」という。）を市が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載の取り下げ）

第10条 広告主は自己の都合により、宮島観光公式サイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は宮島観光公式サイト広告掲載取り下げ書（別記様式第4号）により市に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済み広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料）

第11条 広告掲載料は、1掲載月額10,000円とする。

2 広告主が市に支払う広告掲載料の納入期日は、掲載を開始した日の属する月の翌月末までとする。

3 納入方法は市が指定するものとする。

4 広告掲載料は、原則として一括前納するものとする。ただし、掲載期間が複数年度に渡る場合は、年度ごとに広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合、市は広告主への催促その他何らかの手続きをすることなく、広告掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるとき
- (4) 広告主が存在しなくなった場合
- (5) 市が広告主又は広告内容が不相当であると認めた場合

2 市は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料のうち取消日の翌日以降に対応する金額を広告主に返還する。

2 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料のうち掲載できなかった日数に対応する金額を広告主に返還する。ただし、掲載できなかった日数が1か月につき1日未満のときは、広告掲載料は返還しない。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料は1か月の広告掲載期間につき10,000円とし、1か月に満たない期間は日割り計算とする。

4 返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任)

第14条 広告及びリンク先ホームページの内容等に関する一切の責任は、  
広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと  
及び広告の内容等に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了している  
ことを、市に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合  
は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他の事項)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、  
別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月15日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

宮島観光公式サイト広告掲載申込書

廿日市市長 様

次のとおり宮島観光公式サイトへ広告を掲載したいので、宮島観光公式サイト広告掲載取扱要領第8条第1項の規定により申し込みます。

申込者について	所在地	〒 -		
	ふりがな 商号又は名称			
	代表者	役職名		
	※契約権限 のある方	ふりがな 氏名		
	業種（会社概要等）	（資料添付でも可）		
	事業所がある場合 廿日市内に	所在地	〒 - 廿日市市	
		商号又は名称		
	担当者	(広告代理店の場合) 所在地	〒 -	
		(広告代理店の場合) 商号又は名称		
		部署名		
ふりがな 氏名				
電話番号				
FAX番号				
	Eメールアドレス			
掲載希望期間	平成 年 月から平成 年 月まで（ か月）			
掲載希望枠数	枠			
リンク先のURL				
広告の内容 バナー広告に掲載する文言及び 画像の案を記入してください	広告する業種： ..... ※ 既に広告原稿（画像データ）がある場合は、データ又は図案を添付してください。			
その他	廿日市市広告掲載要綱、同基準及び宮島観光公式サイト広告掲載取扱要領を遵守します。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 宮島観光公式サイト広告掲載決定通知書

様

廿日市市長

印

平成 年 月 日付けでお申し込みいただきました宮島観光公式サイト広告掲載について、次のとおり掲載することと決定いたしました。

広告掲載ページ	http://www.miyajima-wch.jp/
掲載期間	平成 年 月 日( )～平成 年 月 日( ) ( か月)
掲載枠数	枠
リンク先のURL	
広告掲載料 (年度ごとの納付)	金 _____ 円(内訳： _____ 円× 枠× 月) 〔平成 年度請求金額 _____ 円〕 〔平成 年度請求金額 _____ 円〕
広告に関する承諾書 送付期限	平成 年 月 日( ) (郵送又は直接お持ちください。)
平成 年度分 広告掲載料納付期限	平成 年 月 日( ) (納付書に記載のある場所で納付してください。)
広告原稿入稿期限	平成 年 月 日( )

別紙「宮島観光公式サイト広告に関する承諾書」の内容を確認していただき、記載内容について御承諾いただければ、承諾書に会社印及び代表者印を押印し、収入印紙を貼付の上、所定の期限までに担当へご送付ください。

なお、承諾書をもって契約書に代えますので、ご送付いただく前に必ず「写し」を取るようお願いいたします。また、併せて平成 年度分の広告掲載料の納入をお願いいたします。(平成 年度分の広告掲載料の納入については、平成 年4月1日に別途ご案内いたします。)

所定の期限までに承諾書の送付、広告原稿の入稿又は広告掲載料の納入がない場合は、広告を掲載できません。また、広告原稿は審査のうえ、修正をお願いする場合があります。この通知書および承諾書の内容その他不明な点がございましたらご連絡ください。

廿日市市環境産業部観光課  
電話：0829-30-9141（直通）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



### 宮島観光公式サイト広告に関する承諾書

平成 年 月 日

廿日市市長 様

所在地（〒 - ）

商号又は名称

代表者役職名・氏名

印

宮島観光公式サイトへの広告掲載について、宮島観光公式サイト広告掲載取扱要領に定める条件及び次の内容について承諾します。

広告の内容	
バナー広告掲載ページ	<a href="http://www.miyajima-wch.jp/">http://www.miyajima-wch.jp/</a>
掲載期間	平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで( か月)
掲載枠数	枠
リンク先のURL	
バナー広告掲載料金	金 円（内訳： 円× 枠× 月） 〔平成 年度納入金額 円〕 〔平成 年度納入金額 円〕
平成 年分 広告掲載料納入期限	平成 年 月 日( ) (納付書に記載のある場所で納付してください。)
広告原稿提出期限	平成 年 月 日( )
その他	1 廿日市市広告掲載要綱、同基準、宮島観光公式サイト広告掲載取扱要領及び宮島観光公式サイト・バナー広告ガイドラインを遵守します。 2 宮島観光公式サイト広告掲載取扱要綱第12条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



宮島観光公式サイト広告掲載取り下げ申出書

廿日市市長 様

所在地（〒 - ）

商号又は名称

代表者役職名・氏名

印

宮島観光公式サイトへのバナー広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。

取り下げ年月日	平成 年 月 日 (既に広告の掲載をしている場合に記入)	
理由		
担当者	部署名	
	ふりがな 氏名	
	電話番号	
	Eメールアドレス	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。